

新型コロナウイルス感染症に係る検査について

令和2年7月14日

1 PCR等検査の基本的な考え方

(1) 今後の感染拡大を見据え、以下の観点から検査体制を強化する。

- ① 検査が必要な者に、より迅速・スムーズに検査を行う
- ② 濃厚接触者の検査など感染拡大防止対策を強化(濃厚接触者は全員検査)
- ③ 患者・入所者や医療従事者等を守るため、院内・施設内の感染対策を強化

(2) 検査の対象者

発熱・呼吸器症状を有し、濃厚接触歴がある者のほか、基本的には、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの。

(参考:R2.6.25付け厚労省課長通知:届出基準)感染が疑われる患者の要件

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
 - ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

2 県としての取組

県内7圏域で地域外来・検査センター(検体採取)するための委託事業や、衛生環境研究所における検査機器の購入、医療機関等の機器購入に対する支援により、県内での検査実施の充実を図る。

① 各医療圏における地域外来・検査センターの状況

医療圏	【機能Ⅰ】検体採取	【機能Ⅱ】保険適用によるPCR検査
宮崎・東諸県	調整中	予定
延岡・西臼杵	実施	予定
日向・入郷	実施	予定
西都・児湯	調整中	—
日南・串間	調整中	—
都城・北諸県	実施	実施
西諸	調整中	—

② 抗原検査キットによる検査を実施する医療機関:8医療機関(7月8日現在)

3 行政検査と保険適用検査

	行政検査	保険適用検査
保健所による判断	あり	なし
検査機関	行政検査機関（衛生環境研究所等）	自院での検査及び民間検査機関等
検査費用	—	保険適用にて実施。患者の自己負担については公費により負担する。
その他		検査費用における患者の自己負担分を公費で負担するための契約が県（もしくは宮崎市）と必要。 陽性の場合は、当日に保健所へ報告

4 検査方法について

（参考）PCR検査と抗原検査について

	PCR検査 (LAMP法含む)	抗原検査（定量） (6/19導入)	抗原検査（簡易キット） (5/13導入)
検査内容	<ul style="list-style-type: none"> ウイルスの遺伝子を増幅させてその量を測定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 検体採取 ※鼻咽頭ぬぐい液、唾液(発症から9日目まで) ↓ (搬送) ↓ 前処理 ※専門技師が必要 ↓ 検査 ※機器、試薬が必要 ↓ 判定 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 分析機器を用いて、ウイルスのタンパク質（抗原）に反応する抗体を用いて測定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 検体採取 ※鼻咽頭ぬぐい液、唾液(発症から9日目まで) ↓ (搬送) ↓ 前処理 ※専門技師が必要 ↓ 検査 ※機器、試薬が必要 ↓ 判定 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 簡易キットを用いて、ウイルスのタンパク質（抗原）に反応する抗体を用いて測定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 検体採取 ※鼻咽頭ぬぐい液 ↓ 判定 ※その場で結果判明(検査キットで簡便に) </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <small>※写真はイメージ</small> </div>
検査時間	<ul style="list-style-type: none"> 4～6時間 (時短PCR: 1～2時間) ※このほか搬送等に時間が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 30分 	<ul style="list-style-type: none"> 30分
感度	<ul style="list-style-type: none"> 少量のウイルス量で検出が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 抗原検査（簡易キット）よりも感度が高く、LAMP法と同程度の感度 	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査と比べ一定以上のウイルス量が必要
用途	<ul style="list-style-type: none"> 確定診断 治療経過のフォロー 陰性診断 	<ul style="list-style-type: none"> 確定診断 治療経過のフォロー 陰性診断 	<ul style="list-style-type: none"> 確定診断(発症2日目から9日目まで) 迅速診断

<各種検査の対象者>

検査の対象者		PCR検査 (LAMP法含む)		抗原検査（定量） (6月19日～)		抗原検査 (簡易キット)	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者 (症状が消退した者も含む)	発症から9日目以内	○	○ (6月2日～)	○	○	○(※1) (6月16日～)	×
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△	×
無症状者		○	×(※2)	○	×(※2)	×	×